

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二中「未熟児・新生児科」を「新生児科」に改める。

別表第七イ（二）を次のように改める。

（二） 本局

	十級	
	九級	局長
	八級	局長 契約局長 参事局付
	七級	課長 主席工 事検査員 技術幹
	六級	副課長 副主席 工事検査員 主任工事 検査員 副技術幹
	五級	主任工事 検査員
	四級	工事検査員
	三級	工事検査員
	二級	
	一級	

別表第九イを次のように改める。
 イ 病院医療職給料表（一）級別職務区分表

					病院 共 通 病 院 長	区 分
						四
						級
岩槻診療所長	談支援センター長	地域連携・相談支援センター長	治療管理室長	副室長	副病院長 科長 部長 医療安全管理 室長 医幹 センター付	三
					科長 副部長 医長	級
					医員	一
						級

別表第十二の職の欄中「病院建設部長」を削る。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。